

いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などについてより実効的に進めることはもちろん、いじめが行われないようにすることを最大の目的とする。

いじめの定義(県の方針を受けて)

生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的、物理的な影響を与える行為であって、その行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

「けんかやふざけ合い」であっても「好意で行った行為」であっても、その行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめと捉える。

具体的な対応

1 いじめの防止のために

- (1) 協働的な学びを切り口にした「わかる・できる」授業を行うことで、生徒の自己有用感を高めていく。
- (2) 「考え、議論する道徳」の授業を実施や「いのちの教育」講演会やおもだか塾など、外部講師の生き方や考え方に触れる機会を通して、生徒の心を耕していく。
- (3) 学校行事の運営や学級経営の充実を図り、学校や学級等への帰属意識を育てていく。
- (4) Q-Uなどを生かして、居心地のいい学級づくりに取り組んでいく。
- (5) 「考え、議論する道徳」の授業を行い、いのちの大切さ・思いやり・遵法精神などを育てていく。

2 早期発見のために

- (1) 「心のアンケート」を月初めに実施し、生徒の困り感を把握していく。また、担任以外への相談の要望にも応えていく。
- (2) 生徒と保護者を対象にした「いじめ発見アンケート」を6月、11月に行ったうえで、全生徒対象の教育相談を行っていく。
- (3) Q-Uを年2回実施し、学級への適応状況を確認し、支援を行っていく。
- (4) 1年生を対象にスクールカウンセラーによる全員面談を実施する。
- (5) 「きずなノート」を使って、担任とのコミュニケーションを深め、小さな変化にも気づけるようにしていく。
- (6) 企画委員会や職員打ち合わせの中で生徒情報を共有し、全職員で見守っていく態勢をつくる。

3 いじめへの対処

- (1) いじめに対して、組織で対応する。基本的な流れは、「いじめの発見⇒該当学年主任⇒生徒指導主事⇒管理職⇒いじめ対策委員会」を基本とする。

- (2) 「いじめ対策委員会」の構成メンバーは、「校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・当該学級担任」を基本とする。
- (3) 管理職の指示、対策委員会の方針に基づき、組織で素早く対応していく。具体的には、素早く正確な情報収集に努め、被害生徒・加害生徒のケア、保護者への説明に努める。
- (4) 行為等がなくなり、謝罪等の対応が済んで、3か月継続して何もない段階で初めて解決と判断する。そのため、被害生徒・加害生徒に継続的に目を配り、保護者と連絡を取っていく。
- (5) 該当生徒だけでなく、集団へのはたらきかけをあわせて行っていく。いじめを見ていた生徒に対して、傍観する姿勢がいじめを容認することにつながることや教員や保護者などに相談することの大切さを指導する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とする。
- (2) 重大事態と判断したときには、「いじめ対策委員会」が、PTA、市教委、教育事務所、関係機関（警察・児童相談所・医療機関等）と連携し対応する。

5 情報端末機器を通じたいじめの対応

- (1) 授業や朝の会、終わりの会などで、ネットモラルの指導を行う。
- (2) 生徒会の自律的な取り組みとして、「尾花沢中学校生徒会 メディア活用ルール5か条」に取り組む。
- (3) 学校保健委員会と連携して、本校PTAや市PTA連合会の提案による取り組みを進め、各家庭が主体的にネットを含めたメディア利用について、約束を決めて利用ができるように働きかける。
- (4) 情報端末機器を通じたいじめがあったら、必要に応じて、ネット上の情報（書き込み等）を削除させ、確認する。また、犯罪性のあるもの（脅迫・強要等）については、警察等関係諸機関と連携して対応する。

6 教育的諸課題から配慮すべき生徒への対応

- (1) 以下のような生徒がいじめの加害者・被害者にならないように、十分に配慮していく。「発達障がいを含む、障がいのある生徒」「海外から帰国した児童生徒や外国人の生徒」「性同一障がいや性的指向・性自認に係る生徒」「被災生徒」

7 取組の点検・評価

- (1) いじめの防止及び対応等について、学校評価を通して点検し、改善を図る。